

新旧対照表

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則

新	旧
第1条（略） （事務の委任）	第1条（略） （事務の委任）
第2条 次に掲げる事務は、保健福祉事務所に委任する。	第2条 次に掲げる事務は、保健福祉事務所に委任する。
（1）～（12）（略）	（1）～（12）（略）
（13） 法第14条第1項及び第13項の規定により、薬局製造販売医薬品の製造販売を承認し、及び一部変更を承認すること。	（13） 法第14条第1項及び第15項の規定により、薬局製造販売医薬品の製造販売を承認し、及び一部変更を承認すること。
（14） 法第14条第14項の規定により、薬局製造販売医薬品の製造販売の承認事項の軽微な変更の届出を受理すること。	（14） 法第14条第16項の規定により、薬局製造販売医薬品の製造販売の承認事項の軽微な変更の届出を受理すること。
（15）～（52）（略）	（15）～（52）（略）
第3条～第10条（略）	第3条～第10条（略）